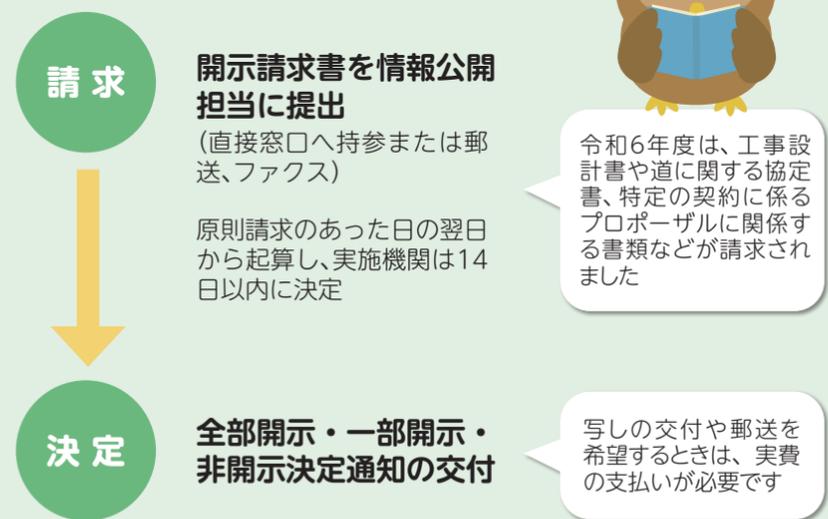


市民に情報を公開し、公正で透明な市政を推進します

情報公開は、市自治基本条例や市情報公開条例で定められており、市民の市政への参加を促進するため、市政に関する情報を公開することにより、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政を推進することを目的とする制度です。市報のCIMコラム(原則毎月15日号)で、知ってもらいたい情報を分かりやすく掲載しているほか、市政に関わる情報は、市政資料コーナー、市報、市HP、各課窓口などで提供しています。窓口などで提供されていない行政文書についても、市民からの請求に応じて、個人のプライバシーに最大限配慮した上で、閲覧や複写により、原則として開示しています ▶ 問:市民活動推進課 ☎60-1809



行政文書開示請求の流れ



開示が認められないことがあります
開示が認められない理由を文書でお知らせします

開示が認められない理由に納得できないとき
開示が認められない理由を示した文書を受け取った日の翌日から3カ月以内に、審査庁に対して審査請求ができます

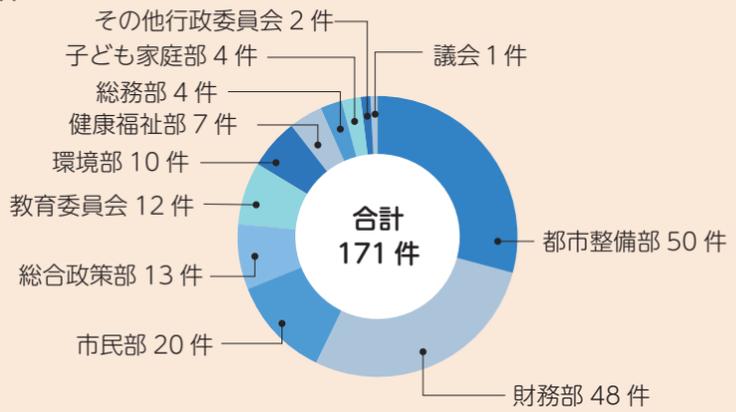
審査庁からの諮問に応じて、情報公開・個人情報保護審査会で審議します

一部開示・非開示となる例
開示請求された行政文書の中に、個人名などの「個人を識別できる情報」、法人の印影などの「法人などの地位が損なわれるおそれがある情報」、そのほかに「市の審議、検討又は協議に関する情報」、「行政運営に支障をおよぼすおそれがある情報」、「任意に提供した情報」などが含まれる場合は、その部分を非開示としています。

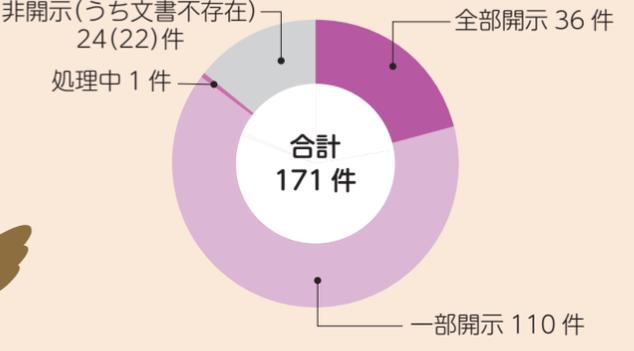
令和6年度行政文書開示状況

実施機関	請求		決定内容(件)					審査請求(諮問件数)
	件数	延べ人数	全部開示	一部開示	非開示(うち文書不存在)	処理中	却下	
市長部局	156	122	34	99	22(20)	1	0	1
教育委員会	12	12	1	9	2(2)	0	0	0
その他行政委員会	2	2	0	2	0(0)	0	0	0
議会	1	1	1	0	0(0)	0	0	0
計	171	137	36	110	24(22)	1	0	1
前年度計	206	152	45	145	16(10)	0	0	1

請求の内訳



決定の内訳



市政資料コーナー(市役所西棟7階)

市の刊行物、報告書をはじめ、法規、辞典、官報など各種の資料を自由に閲覧できます。コピー(A3まで白黒1枚10円・カラー1枚30円)や備え付けのパソコンによる行政情報のインターネット検索ができ、有償刊行物の販売や資料の頒布なども行っています。なお、市政資料の目録(平成20~令和6年度)は市HPの「市政資料」に掲載しています。



有償刊行物

市HPの「有償刊行物一覧」で内容を随時更新して掲載しています。



武蔵野市全図(100円)をはじめ、さまざまな有償刊行物があります。

毎月15日号の市報に掲載※



CIM=Civil Information Minimum(これだけは知っておきたい市民の情報)
身近な題材の中から、市民の皆さんに知ってほしい情報を、市民ライターが分かりやすくお伝えするCIMコラムを市報に掲載しています。平成4年から続けている本市ならではの取り組みで、令和6年度は、「人権擁護の取り組みについて」、「地域のボランティア、子育て支援団体が運営 collabono コミセン親子ひろば」、「市立小・中学校 4つのこだわりの学校給食」などを掲載しました。
※紙面の都合で今号は掲載せず、6月1日号に掲載します